

令和3年3月5日

各市町等教育委員会事務局  
指導事務主管課長 様

三重県教育委員会事務局  
小中学校教育課長  
保健体育課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』ver. 9 について（依頼）

県内の新規感染者数、重症者病床占有率も減少傾向にあるなど感染状況の改善が継続していることから、「緊急警戒宣言」は予定どおり3月7日までとなりました。

全国においても感染状況は改善しているものの、首都圏では緊急事態宣言の延長が検討されたり、緊急事態宣言が解除された地域をはじめ各地域においても、リバウンドを防止するための対策を実施するなど、引き続き高い警戒感をもって対策を徹底していく必要があります。

このことから、これまでの感染傾向などをふまえ『三重県指針』ver. 9として取りまとめました。

については、別添のとおり送付しますので、これを参考にしていただき、市町の状況に応じ、適切に御対応いただきますようお願いします。

記

1 送付文書

- (1) 知事メッセージ
- (2) 資料1 新型コロナウイルス感染症の県内発生状況等について
- (3) 資料1 別添
- (4) 資料2 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』ver. 9  
～県民の皆様へ 命と健康を守るために～
- (5) 資料3 アンケートについて
- (6) リーフレット

## 2 今回の主な変更点

### 【1. 県民の皆様へ（P 3）】

#### （2）『新しい生活様式』の定着と感染防止対策の徹底

- 大声やマスクなしでの会話等は感染のリスクが高くなります。同居家族以外の人と会う際は、・・・マスクの着用など対策をお願いします。

#### （3）移動について

- 上記以外の都道府県への移動については、移動先の感染状況や移動に関する方針等をよくご確認いただき、必要性について今一度立ち止まって慎重に検討をお願いします。・・・

### 【3. 事業者の皆様へ（P 5）】

#### （1）基本的な感染防止対策の徹底

- 卒業式、入学式、入社式等の行事を実施する場合は、人ととの間隔を十分に確保できる座席配置をはじめ、感染防止対策の徹底をお願いします。
- 入学や転勤等により他都道府県から転入される方に対し、転入前（できる限り2週間前）から感染リスクの高い場面を避け、体調管理を徹底することを呼び掛けてください。

事務担当 三重県教育委員会事務局

小中学校教育課小中学校教育班 村田 憲彦

TEL : 059-224-2963

保健体育課健康教育班

柚木 歩

TEL : 059-224-2969

県民、事業者の皆様へ

# リバウンドを阻止するためのお願い

## ～必ず守っていただきたいこと～

三重県指針  
Ver. 9

### 1 県民の皆様へ

- ・「大人数や長時間におよぶ飲食」といった場面は親族間であっても感染のリスクが高まるので参加は控えて
- ・歓送迎会、新歓コンパ、宴会を伴う花見など、多数の人が集まる飲食を伴う催しの実施や参加は控えて NEW
- ・同居家族以外の人と会う際は、食事中の会話やカラオケなどの場合も含め、マスクを着用 NEW
- ・体調に異変を感じた場合は出勤や通学を避けるなど、外部との接触を避け、かかりつけ医等身近な医療機関に早期に相談

#### ■移動について

- ・緊急事態宣言が発出されている都道府県やまん延防止等重点措置及び飲食店等への営業時間短縮等の要請がなされているエリアへは、生活の維持に必要な場合を除き、移動を避けて！

【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

- ・上記以外の都道府県への移動は、移動先の感染状況や移動に関する方針等をよく確認し、必要性について今一度立ち止まって慎重に検討、体調が悪い場合は移動を避けて
- ・入学や転勤等で他都道府県へ転出する場合は、移動前（できる限り2週間前）から大人数や長時間の会食など感染リスクの高い場面を避け、体調管理を徹底 NEW

### 2 県外の皆様へ

- ・緊急事態宣言が発出されている都道府県やまん延防止等重点措置及び飲食店等への営業時間短縮等の要請がなされているエリアにお住まいの方は、生活の維持に必要な場合を除き三重県への移動を自粛
- ・その他の地域にお住まいの方は、お住まいの都道府県の移動に関する方針等に留意し、必要性について今一度立ち止まって慎重に検討、体調が悪い場合は移動を避けるとともに、高齢者や基礎疾患のある方と会う場合は家庭内であってもマスクを着用
- ・入学や転勤等で三重県へ転入される場合は、転入前（できる限り2週間前）から感染リスクの高い場面を避け、体調管理を徹底 NEW

### 3 事業者の皆様へ

- ・普段から従業員の健康管理に留意するとともに、従業員が体調不良を申し出やすい環境づくりや、体調不良の従業員は早期に帰宅させ、受診を勧めるといった「広げない」ための対策を実施 NEW
- ・業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等により感染防止対策を徹底
- ・県内や全国でクラスターが発生しているような施設は、改めて感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策を徹底するとともに、従業員や利用者へ注意喚起
- ・医療機関、社会福祉施設においては、引き続き感染防止対策を徹底、特に施設内へ「持ち込まない」「広げない」ことを意識した対策を！  
【特措法第24条第9項に基づく協力要請】
- ・高等教育機関等においては、懇親会や寮生活、部活動、課外活動など、学外での行動も含めた感染防止対策について、学生に対し周知・徹底
- ・事務所や工場などの感染防止対策に加え、食堂、休憩所、喫煙所など「居場所の切り替わり」の場面においても感染防止対策を徹底、従業員に対し勤務時間以外でも感染防止対策を徹底するよう注意喚起
- ・卒業式、入学式、入社式等の行事を実施する場合は、人ととの間隔を十分に確保できる座席配置をはじめ、感染防止対策を徹底 NEW
- ・入学や転勤等により他都道府県から転入される方に対し、転入前（できる限り2週間前）から感染リスクの高い場面を避け、体調管理の徹底を呼び掛け NEW
- ・外国人生徒のいる教育機関や外国人を雇用する事業者等は、感染防止対策等について外国人の方へ丁寧な周知

### 偏見や差別の根絶

感染者やそのご家族、所属する企業・団体に対し、さらに個人を特定しようとすることや偏見・差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等は絶対に行わないでください。

仕事や通勤等やむを得ない事情で県外から来県される方、治療にあたっている医療従事者、外国から帰国された方、日本に居住する外国人の方が

差別や偏見にさらされることも絶対あってはならないことです。このような偏見や差別が生じないよう十分な配慮をお願いします。



たとえウイルスに感染しても、だれもが地域で笑顔に暮らせる社会に  
三重県は、「シトラスリボンプロジェクト」に賛同します。

Citrus Ribbon  
PROJECT

新型コロナウイルス感染症から大切な人を守るために、  
引き続き皆様のご協力をお願いします

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた  
『三重県指針』ver.9  
～県民の皆様へ 命と健康を守るために～

令和3年3月5日

三重県

## はじめに

1月14日に県独自の「緊急警戒宣言」を発出し、本日で50日となります。

「緊急警戒宣言」発出後の1月22日には新規感染者が過去最多の54人となったものの、県民、事業者の皆様の多大なご協力のおかげで、その後、感染者数は減少傾向となり、飲食の場や県外からの感染と思われる事例も激減し、酒類を提供する飲食店等の皆様への営業時間短縮要請については、当初の期限どおり2月7日をもって終了させていただきました。一方で、1月下旬以降においても、医療機関、社会福祉施設、カラオケ喫茶などでクラスターが多発し、病床占有率が60%を超えるなど県内の感染状況は厳しい状況が続いていることをふまえ、「緊急警戒宣言」を3月7日まで延長させていただきました。

その後、新規感染者数はさらに減少し、2月28日には、1週間の人口10万人あたりの新規感染者数が11月18日以来、102日ぶりに3.0人を下回り、また、重症者用病床占有率も減少傾向にあるなど、感染状況の改善が継続していることから、「緊急警戒宣言」は予定どおり3月7日までとさせていただくことといたしました。

苦しい状況の中、長期にわたり厳しいお願ひに対し、一緒にしっかりと取り組んでいただいた県民、事業者の皆様に心から感謝を申し上げます。

全国においても感染状況は改善しているものの、首都圏1都3県では減少ペースが鈍化しており緊急事態宣言の延長が検討されています。また、これまでに緊急事態宣言が解除された地域をはじめ各地域においてもリバウンドを防止するため、引き続き対策が実施されています。

緊急警戒宣言期間中に皆様が懸命に取り組んでいただいた成果が、水泡に帰することは絶対にあってはなりません。また、感染者数は減少傾向にあるものの、病床占有率はようやく30%を下回ったところであり、医療機関への更に負荷を軽減し、ワクチンの円滑な接種を進めるためにも、引き続き高い警戒感をもって対策を徹底していく必要があります。そのためには、一人ひとりが、「新型コロナウイルスの脅威はなくなったわけではない」「気の緩みがリバウンドにつながることとなる」と認識する必要があります。

のことから、緊急警戒宣言という状況下になくとも、県としても万全を期すための対策に取り組んでいくとともに、県民、事業者の皆様も一緒に取り組んでいただきたい感染リスクを避ける行動について、これまでの感染傾向などをふまえ「三重県指針」ver.9として取りまとめました。

イベント開催の取扱いについて、国から改めて示されるため、「三重県指針」ver.9の適用期間については、緊急警戒宣言解除後の令和3年3月8日から令和3年4月30日までとさせていただきます。ただし、県内外の感染状況や政府の方針などをふまえ、必要があれば適宜見直しを行います。

本指針において、現在の感染状況において特に対策をお願いしたいものとして、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項により次の協力を要請させていただきます。

まず、県民の皆様には、緊急事態宣言が発出されている都道府県や飲食店等への営業時間の短縮等の要請がなされているエリアへは移動を避けていただくよう要請いたします。

次に医療機関や高齢者施設、保育所などの社会福祉施設の皆様に対し、県内でクラスターが多数発生していることから、感染防止対策の徹底について協力を要請いたします。

特措法による要請は行わないものの、感染拡大を防ぐために、飲食時の会話やカラオケなどの際も含めたマスクの着用、手指消毒など改めて基本的な感染防止対策の徹底をお願いいたします。

また、大人数や長時間にわたる飲食の場については引き続き避けていただくとともに、3月、4月は季節の行事や人の移動が増加する時期ではありますが、多数の人が集まる飲食を伴う催しは控えていただくようお願いいたします。

併せて、これまで発症後に出勤などで多数の人と接触している事例がみられます。発熱だけではなく、少しでも体調が悪いと感じた場合は、仮に感染していた場合でも周囲の方への感染拡大を抑えることができますので、人との接触を避け、早期にかかりつけの医療機関等へご相談いただくようお願いします。こうしたことについては、個人だけでは対応が難しい場合もありますので、事業者の皆様におかれましては、従業員の皆様へのご配慮をお願いいたします。

また、学校や会社などで、卒業式、入学式、入社式等の行事を予定されている場合は、人との間隔を十分にとることができる座席配置など感染防止対策の徹底いただくようお願いいたします。

繰り返しになりますが、感染された方、そのご家族や勤務先、クラスターが発生している施設の職員や利用者、医療従事者やそのご家族、外国から帰国された方や日本に居住する外国人の方、県外在住の方に対して、偏見や差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷は絶対に行わないでください。

これから卒業、入学、入社をはじめ人生の節目を迎える方が多くなる季節となり、それぞれの方が希望と不安をもって一歩を踏み出されることかと存じます。環境が変わることで不安を抱かれる方も多い中、新型コロナウイルスによる不安を少しでも小さくできるよう、県としても感染防止対策やワクチン接種の円滑な実施に全力で取り組んでまいります。県民、事業者の皆様におかれましても、大切な家族や友人、従業員、そしてご自身の命を守るために、一緒に感染防止対策を徹底いただくようご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月5日  
三重県知事 鈴木英敬

## 1. 県民の皆様へ

### (1) 感染防止対策の基本的な考え方

- 皆様ご自身、大切な家族や友人の“命と健康”を守るためにには、まずは感染予防を行ったうえで“持ち込まないこと”“広げないこと”が大切です。
- 一人の人から多くの人に感染を拡大させるおそれがあることから、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような環境である「三つの『密』」（密閉空間・密集場所・密接場面）の回避、人ととの一定の距離の確保（2m程度）が重要です。
- 新型コロナウイルスの一般的な感染経路の中心は、飛沫感染と接触感染であると考えられていることから、咳エチケットや石けんによる手洗い、手指消毒用アルコールによる消毒などの基本的な感染予防を徹底していただくとともに、十分な睡眠など体調管理が必要です。

### (2) 『新しい生活様式』の定着と感染防止対策の徹底

- 新型コロナウイルス感染症との長丁場の戦いを乗り切るため、政府専門家会議で示された「人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける」、「会話をする際は、可能な限り真正面を避ける」、「買い物は、1人又は少人数ですいた時間に」などの『新しい生活様式』（参考資料1）を取り入れ、感染症に強い生活様式を定着させてください。
- 家庭内で感染が広がると、職場や学校へとさらに感染が広がる可能性があります。家庭内に「持ち込まない」ために外出時は「密」を避け人との距離を確保する、家庭内で「広げない」ために帰宅後にまず手を洗うなど、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。
- 特に高齢者や基礎疾患をお持ちの方は、感染防止対策の徹底をお願いします。また、家庭内であっても高齢者や基礎疾患をお持ちの方と会う際は、感染を広げないために、マスクの着用など感染防止対策をお願いします。
- 県内でも大人数や長時間におよぶ飲食などの『感染リスクが高まる「5つの場面』』に該当する環境において、感染が広がった事例が多数あります。特に、「大人数や長時間におよぶ飲食」といった場面は親族間であっても感染のリスクが高まりますので、参加は控えていただくようお願いします。

（参考資料2『感染リスクが高まる「5つの場面』』参照）

- 飲食の際には、「なるべく普段一緒にいる人と」、「深酒・はしご酒などはひかえ、適度な酒量」とし、箸やコップは使いまわさない、正面や真横は避けて座るなどの工夫をお願いします。
- 飲食店等の施設を利用する際は、施設の実施する感染防止対策にご協力いただくようお願いします。
- 歓送迎会、新歓コンパ、宴会を伴う花見など、多数の人が集まる飲食を伴う催しの実施や参加は控えていただくようお願いします。

○大声やマスクなしの会話等は感染のリスクが高くなります。同居家族以外の人と会う際は、食事中の会話やカラオケなどの場合も含め、マスクの着用など対策をお願いします。

○温度、湿度等適切な室内環境を維持しつつ、十分な換気(窓を常時少し開けておく、使用していない部屋の窓を大きく開けるなど)をお願いします。

○感染拡大を防ぐために、体調に異変を感じた場合は出勤や通学を避けるなど、外出や人との接触を避け、かかりつけ医等身近な医療機関に早期に相談してください。かかりつけ医が無い場合や相談先に迷う場合は、「受診・相談センター」に相談してください。

○多言語のホームページでの情報発信や、「みえ外国人相談サポートセンター(MieCo:みえこ)」においても相談窓口を設置していますので、不安を感じた際は、ご相談ください。

みえ外国人相談サポートセンター (MieCo みえこ)

電話：080-3300-8077 (平日及び日曜日 9:00~17:00)

### (3) 移動について

○緊急事態宣言が発出されている都道府県やまん延防止等重点措置<sup>1</sup>及び飲食店等への営業時間短縮等の要請がなされているエリア<sup>2</sup>へは、生活の維持に必要な場合を除き、移動を避けてください。

#### 【特措法第 24 条第 9 項に基づく協力要請<sup>3</sup>】

○上記以外の都道府県への移動については、移動先の感染状況や移動に関する方針等をよくご確認いただき、必要性について今一度立ち止まって慎重に検討をお願いします。また、体調が悪い場合は移動を避けてください。

※全国の感染状況として、1週間の感染者数が人口 10 万人あたり 2.5 人を超える都道府県を三重県新型コロナウイルス感染症特設サイトに掲載しています。

<https://www.pref.mie.lg.jp/covid19.shtm>

○入学や転勤等で他都道府県へ転出する場合は、移動前(できる限り 2 週間前)から大人数や長時間の会食など感染リスクの高い場面を避け、体調管理を徹底するなど感染拡大防止にご協力をお願いします。

○県内での移動の際は『新しい生活様式』を実践するとともに、特に『感染リスクが高まる「5つの場面」』においては感染防止対策を徹底してください。

<sup>1</sup> 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置対象区域についてはホームページ等でご確認ください。  
<https://corona.go.jp/> (内閣官房新型コロナウイルス感染症ホームページ)

<sup>2</sup> 要請の詳細は移動を予定されている都道府県の情報をご確認ください。

<sup>3</sup> 新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づく協力要請のことを指します。なお、特段の記載のない事項については、三重県感染症対策条例第 11 条第 1 項に基づき協力をお願いするものです。(「2. 県外の皆様へ」を除く)

#### (4) 「安心みえる LINE<sup>4</sup>」、「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）<sup>5</sup>」の活用

- 「安心みえる LINE」や「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」は、感染の可能性をいち早く知ることができるなど、感染拡大防止につながることが期待されます。「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」をインストールしていただくとともに、訪問した施設等に「安心みえる LINE」のQRコードが掲示されている場合は、そのQRコードを読み込んでください。

## 2. 県外の皆様へ

### (1) 移動について

- 緊急事態宣言が発出されている都道府県やまん延防止等重点措置及び飲食店等への営業時間短縮等の要請がなされているエリアにお住まいの方については、生活の維持に必要な場合を除き三重県への移動の自粛についてご協力をお願いします。
- その他の地域にお住まいの方についても、お住まいの都道府県の移動に関する方針等にご留意いただき、必要性について今一度立ち止まって慎重に検討をお願いします。また、体調が悪い場合は移動を避けるとともに、高齢者や基礎疾患のある方と会う場合は家庭内であっても、マスクの着用をお願いします。
- 入学や転勤等で三重県へ転入される場合は、転入前（できる限り2週間前）から感染リスクの高い場面を避け、体調管理を徹底するなど感染拡大防止にご協力をお願いします。

## 3. 事業者の皆様へ

### (1) 基本的な感染防止対策の徹底

- 感染防止対策として咳エチケットや手洗い、消毒等の徹底に加え、「三つの『密』」の回避、人ととの距離の確保等、事業所内の感染防止対策を徹底してください。
- 普段から従業員の健康管理に留意するとともに、従業員が体調不良を申し出やすい環境づくりや、体調不良の従業員は早期に帰宅させ、受診を勧めるといった「広げない」ための対策をお願いします。
- 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤、オンライン会議等のツールの活用等により、「三つの『密』」を回避し、感染防止対策と社会経済活動の両立を図ってください。
- 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインや参考資料3（事業所における感染防止対策）等により、感染防止対策を徹底するとともに、感染防止チェックシートを店舗内に掲示したり、ホームページ上に公開したりするなど、感染防止対策を講じていることが利用者に伝わるよう努めてください。

---

<sup>4</sup> 「安心みえる LINE」は、施設・イベント等において掲示されたQRコードを利用者が読み込んで登録することにより、感染拡大の可能性がある場合に登録者に通知するシステムです。

<sup>5</sup> 「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」は、新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性について通知を受け取ることができる、国が提供するスマートフォンのアプリです。

○県内や全国でクラスターが発生しているような施設においては、改めて感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策を徹底するとともに、従業員や利用者への注意喚起を行ってください。

○医療機関、社会福祉施設においては、引き続き感染防止対策を徹底いただくとともに、特に施設内へ「持ち込まない」「広げない」ことを意識した対策を行ってください。  
【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

○高等教育機関等において、懇親会や寮生活、部活動、課外活動などでクラスターとなつた事例がみられます。若年層においては、感染しても無症状の場合が多いことから、感染を早期に発見することが難しく感染が広がる場合があります。そのため、高等教育機関等においては、学外での行動も含めた感染防止対策について、学生に対し周知・徹底をお願いします。また、入学試験は人が多く集まる機会であることから、受験生が安心して試験に臨めるよう、会場における感染防止対策の徹底をお願いします。

○食事や休憩、勤務後の懇親会など「居場所の切り替わり」の場面における感染がこれまでに発生していることから、事務所や工場などの感染防止対策に加え、食堂、休憩所、喫煙所などにおいても感染防止対策を徹底するとともに、従業員に対し勤務時間以外でも感染防止対策を徹底するよう注意喚起をお願いします。

○温度、湿度等適切な室内環境を維持しつつ、十分な換気をお願いします。

○卒業式、入学式、入社式等の行事を実施する場合は、人ととの間隔を十分に確保できる座席配置をはじめ、感染防止対策の徹底をお願いします。

○入学や転勤等により他都道府県から転入される方に対し、転入前（できる限り2週間前）から感染リスクの高い場面を避け、体調管理を徹底することを呼び掛けてください。

○外国人留学生のいる教育機関や外国人を雇用する事業者等の皆様におかれでは、感染防止対策等について外国人の方への丁寧な周知をお願いします。多言語ややさしい日本語での感染防止対策等の情報については、三重県ホームページ、三重県情報提供ホームページ「MIE INFO」や、厚生労働省、内閣官房ホームページなどにも掲載されていますので、参考としてください。

- 三重県ホームページ「外国人住民のみなさまへ For foreign residents」  
(<https://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/covid19info-jp.htm>)
- 三重県情報提供ホームページ「MIE INFO」(<https://mieinfo.com/ja/>)
- 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症について  
(<https://www.covid19-info.jp/>)
- 内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策 (<https://corona.go.jp/>)

## （2）「安心みえるLINE」、「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」の活用

○不特定多数の方が訪問される施設、店舗や、イベントを実施される場合は「安心みえるLINE」にご登録いただき、店舗、会場等にQRコードの掲示をお願いします。

○従業員、利用者等に対し、「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」の活用について周知いただくようお願いします。

## 4. イベントにおける感染防止対策

イベントの開催制限等については、令和2年12月1日から令和3年4月30日までの適用とします。5月1日以降の取扱いについては、国の方針をふまえ改めてお示しします。

### (1) イベント参加者の皆様へ

- 「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」をイベント参加前にインストールしていただくようお願いします。また、イベント会場において「安心みえるLINE」のQRコードの掲示がある場合は読み込んでいただくようお願いします。
- イベント主催者から感染拡大防止を目的とした連絡先登録等の求めがある場合は積極的に応じてください。
- イベントに参加する際は、原則マスクを着用し、『新しい生活様式』に基づく行動を徹底するほか、入退場時、休憩時間や待合場所を含め「三つの『密』」の環境を避け、その環境での交流等を控えてください。
- 主催者の存在しない季節の行事（花見等）に参加する場合は、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、不特定多数が密集する、大声の発声を伴う可能性が高いと考えられる場合は、参加を控えてください。また、街頭や飲食店での大量または長時間・深夜にわたる飲酒、飲酒後の行事への参加は控えてください。

### (2) イベント主催者及びイベントを開催する施設管理者の皆様へ

#### ①イベント開催の目安

開催規模について、（ア）（イ）の人数のいずれか小さい方を限度とします。

(ア) 人数上限	(イ) 収容率	
○収容定員 10,000人超 ⇒収容定員の50%	大声での歓声・声援等がないことを前提としたイベント 〔クラシック音楽コンサート、演劇、展示会等〕  飲食を伴うが発声のないもの  100%以内	大声での歓声・声援等が想定されるイベント 〔ロック、ポップコンサート、スポーツイベント等〕  50%以内
○収容定員 10,000人以下 ⇒5,000人	収容定員がない場合は最低限人と人が接触しない程度の間隔を空ける	収容定員がない場合は十分な間隔（1m以上）を空ける

#### （ア）人数上限の目安

- イベント主催者及び施設管理者の双方が「別紙1『感染防止のチェックリスト（イベント開催時の必要な感染防止策）』」の取組が記載された業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに則った対策を行い、かつ、その取組が公表されている場合は、
  - ・収容定員が10,000人を超えるものについては、収容定員の50%
  - ・収容定員が10,000人以下のものについては、5,000人を参加人数の上限とします。

業種ごとの感染拡大予防ガイドラインが無い場合は、別紙1の取組を記載したガイドラインを作成、公表し、対策を行う場合に、上記参加人数を上限としてください。

## (イ) 収容率の目安

○大声での歓声、声援や歌唱等がないことを前提としたイベント

別紙1の取組が徹底されていることを前提として

- ・収容定員の100%を上限とします。
- ・固定席が無い場合など、収容定員が設定されていない場合は、「密」となる状況が発生しないよう（最低限人と人が接触しない）間隔を空けてください。
- ・飲食を伴うイベントについては、下記「大声での歓声、声援や歌唱等が想定されるイベント」と同様の取扱いとしますが、イベント中の発声がないもので「別紙2『各種イベント例』」に記載の条件が担保される場合は大声等がないものとみなします。

○大声での歓声、声援や歌唱等が想定されるイベント

別紙1に留意し、感染防止対策が徹底されていることを前提として

- ・収容定員の50%を上限とします。
- ・固定席がある場合は座席を前後左右の1席は空けることとしますが、グループで参加している場合は、少なくともグループごと（5名以内）で前後左右の1席は空けてください。結果として50%を超えることもあります。
- ・固定席が無い場合など、収容定員が設定されていない場合は、十分な間隔（1m以上）を空けることとしてください。

※大声での歓声、声援の有無については、これまでの開催実績における実態や類似のイベントにおける大声での歓声、声援等の有無により判断してください。  
具体的なイベント例については別紙2をご確認ください。

※入退場時や区域内での感染防止にかかる適切な行動の確保ができないイベントは、「②祭り、花火大会、野外フェスティバル等の開催」により取り扱ってください。

※（ア）（イ）について、それぞれの条件が満たされていない場合は、これまでと同様、参加人数5,000人以下かつ、屋内では収容率50%以内、屋外では人ととの距離を十分確保できる間隔（できれば2m）をとれる人数を上限とします。

## ②祭り、花火大会、野外フェスティバル等の開催

○地域で行われる盆踊り等、人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるものについては、（2）①にかかわらず、適切な感染防止対策（発熱等の症状がある者の参加自粛、「三つの『密』」の回避、行事の前後の「三つの『密』」の生ずる交流の自粛等）を講じたうえで開催していただくようお願いします。

○全国的に参加が見込まれる行事や、参加者や見物人の移動を伴う行事など、参加者の把握が困難なものについては、中止をご検討ください。ただし、区画あたりの人数制限、誘導人員の配置、飲食の制限、大声を出さないことの担保など別紙1⑯の取組が確実に実施され、入退場や区域内の行動管理が適切に行える場合については、開催可能とします。

○イベント参加者に対し、マスクの着用、こまめな手洗い、手指消毒など『新しい生活様式』に基づく行動を促すほか、入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある方は参加を控えていただくようにしてください。

- 入退場時、休憩時間や待合場所を含め「三つの『密』」の環境とならないよう、混雑時の誘導などにより、参加者が人と触れ合わない距離を確保してください。
- イベントの前後や休憩時間の交流も控えるよう呼びかけてください。
- 演者が発声する場合は、舞台から観客までの距離を2m以上確保してください。
- 感染が発生することを避けるため、換気を強化してください。
- 参加者名簿の作成等により、連絡先の把握に努めてください。
- 「安心みえるLINE」にご登録いただき、QRコードを会場等に掲示するとともに、イベント参加者に対し利用を呼びかけてください。併せて「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」の活用も呼びかけていただくようお願いします。
- イベント開催にあたり感染防止対策などでご相談がある場合には、三重県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局にご連絡ください。

●三重県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

電話：059-224-2352 メール：yakumus@pref.mie.lg.jp

9:00～17:00 ※月～金（祝日除く）

## 5. 偏見や差別の根絶と事実に基づく冷静な対応

- 感染は自身や大切な家族にも起こりうることで、決して他人事ではありません。社会で差別的な出来事が発生していると、体調が悪くなった際に、差別を受けることが怖くて、我慢したまま日常生活を続けてしまうことにもなりかねず、結果としてウイルスを拡散させることにつながってしまいます。
- 県民の皆様への正しい情報提供の重要性に鑑み、勇気をもって情報を公開いただいた感染者やそのご家族、所属する企業・団体に対し、さらに個人を特定しようとすることや偏見・差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等は絶対に行わないでください。
- 仕事や通勤等やむを得ない事情で県外から来県される方、治療にあたっている医療従事者、外国から帰国された方、日本に居住する外国人の方が差別や偏見にさらされることも絶対あってはならないことです。このような偏見や差別が生じないよう十分な配慮をお願いします。
- SNS等において事実ではない誤った情報が拡散されることにより、県民の皆様の生活に影響を及ぼす事態も発生していることから、根拠が不明な情報に基づく行動やこうした情報の拡散はしないようにご協力ください。
- 新型コロナウイルス感染症に関して、差別的な扱いを受けた、不当な差別を見かけたなど、人権問題と思われる場面に直面した場合には、以下の相談窓口にご連絡ください。

●三重県人権センター相談窓口 電話：059-233-5500

9:00～17:00 ※土日、祝日を含む毎日

●法務省（みんなの人権110番） 電話：0570-003-110

8:30～17:15 ※平日

## 6. モニタリング指標について

○県内で感染が拡大し、医療への負荷がかかるなどを防ぐため、PCR検査件数やPCR検査陽性率、新規感染事例数、新規感染者数、感染経路不明者数、入院患者数等を指標として、モニタリングを行っています。

的確に感染拡大の傾向をとらえて適時に対策がとれるよう、判断基準となる主な指標とその目安を以下のとおりとしています。

今後も、政府新型コロナウイルス感染症対策分科会から示された「今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安」と併せ、モニタリング指標を活用し、必要な対策を検討していきます。

対策を実施する際には、ご理解とご協力を願いします。

### 【判断基準となる主な指標とその目安】(三重県)

指標	目安	期間
新規感染者数	30人	直近 7日間
感染経路不明率	20%	
新規感染者増加割合	1.00倍	直近7日間と前7日間の比較
入院患者数	50人	

### 【今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安】

(政府新型コロナウイルス感染症対策分科会)

	医療提供体制等の負荷		監視体制	感染の状況		
	①病床のひっ迫具合			④新規報告数	⑤直近一週間と先週一週間の比較	⑥感染経路不明割合
	病床全体	うち重症者用病床	②療養者数			
ステージⅢの指標	・最大確保病床の占有率1/5以上 ・現時点の確保病床数の占有率1/4以上	・最大確保病床の占有率1/5以上 ・現時点の確保病床数の占有率1/4以上	人口10万人当たりの全療養者数15人以上	10%	15人/10万人/週以上	直近一週間が先週一週間より多い。 50%
ステージⅣの指標	最大確保病床の占有率1/2以上	最大確保病床の占有率1/2以上	人口10万人当たりの全療養者数25人以上	10%	25人/10万人/週以上	直近一週間が先週一週間より多い。 50%

ステージI…感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階（指標及び目安なし）

ステージII…感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階（指標及び目安なし）

ステージIII…感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階

ステージIV…爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階

**別紙1 感染防止のチェックリスト（イベント開催時の必要な感染防止策）**

1 徹底した感染防止等（収容率50%超で開催するための前提）		
①	マスク着用の担保 (常時着用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、常時着用を求める</li> <li>*マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売</li> </ul>
②	大声を出さないこと の担保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大声を出す参加者がいた場合、個別に注意等ができる</li> <li>*隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提）</li> <li>*演者が発声する場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）</li> </ul>
2 基本的な感染防止等		
③	①～②の奨励	<ul style="list-style-type: none"> <li>・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める）</li> <li>*マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行う</li> <li>*大声を出す参加者がいた場合等、個別に注意等を行う</li> <li>*スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止する 等</li> </ul>
④	手洗	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こまめな手洗の奨励</li> </ul>
⑤	消毒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒</li> </ul>
⑥	換気	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気</li> </ul>
⑦	密集の回避	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避</li> <li>*必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じ、収容人数を制限</li> </ul>
⑧	身体的距離の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離を確保（グループとグループの間は1席（立席の場合は1m以上）空ける）</li> <li>・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m以上確保</li> <li>・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔確保（最低限、人と人が触れ合わない程度の間隔）</li> </ul>
⑨	飲食の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限</li> <li>・収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外は原則自粛。ただし、発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定の要件を満たす場合に限り飲食可</li> <li>・休憩時間中及びイベント前後の飲食等による感染防止の徹底</li> <li>・過度な飲酒の自粛</li> </ul>

**別紙1 (続き)**

⑩	参加者の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入場時の検温、入場を断つた際の払い戻し措置</li> <li>*ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、十分周知している場合は払い戻し不要</li> </ul>
⑪	参加者の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握</li> <li>・「安心みえるLINE」や接触確認アプリ（COCOA）の利用奨励</li> <li>*アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入</li> </ul>
⑫	演者の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有症状者は出演・練習を控える</li> <li>・演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（接触が防止できないイベントは開催を見合わせる）</li> <li>・合唱等、発声する演者間での感染リスクへの対処</li> </ul>
⑬	イベント前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント前後の感染防止の注意喚起</li> <li>*可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進</li> </ul>
⑭	ガイドライン遵守の旨の公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、ホームページ等で公表</li> </ul>
<b>3 イベント開催の共通の前提</b>		
⑮	入退場やエリア内の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討</li> <li>*来場者の区画を限定、管理した花火大会等は可</li> <li>ただし、以下の条件がすべて担保される場合に限る <ul style="list-style-type: none"> <li>①身体的距離の確保（区画あたりの人数制限、適切な対人距離の確保等）</li> <li>②密集の回避（混雑状況のモニタリング・発信、誘導人員の配置、時差・分散措置を講じた入退場等）</li> <li>③飲食制限</li> <li>④大声を出さないとの担保</li> <li>⑤催物前後の行動管理</li> <li>⑥連絡先の把握</li> </ul> </li> </ul>
⑯	地域の感染状況に応じた対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模イベントは、必要に応じ事前に都道府県と相談</li> <li>・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応</li> </ul>

## 別紙2 各種イベント例

### 大声での歓声・声援等がないことを前提としたイベントの例

音楽	クラシック音楽(交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲 等)、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート
演劇等	現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス 等
舞踊	バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等
芸能・演芸	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術 等
公演・式典	各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式 等
展示会	各種展示会、商談会、各種ショーエ

### 大声での歓声・声援等が想定されるイベントの例

音楽	ロックコンサート、ポップコンサート 等
スポーツイベント	サッカー、野球、大相撲 等
公営競技	競輪、競艇（競馬、オートレース）
公演	キャラクターショー、親子会公演 等
ライブハウス・ナイトクラブ	ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント

※上記は例示であり、どちらに該当するかは、実際のイベントの内容や状況による判断となります。

※イベント中に飲食を伴うものについては、「大声での歓声・声援等が想定されるもの」とします。

### 【飲食を伴うものの発声がないイベント】（映画館における上映等）

別紙1『感染防止のチェックリスト(イベント開催時の必要な感染防止策)』に加え、以下の条件がすべて担保される場合には、イベント中の発声がないことを前提に収容率の上限を100%とします。

- ・飲食時以外のマスク着用徹底のアナウンスと着用厳守
- ・イベント前後、休憩時など会話が想定される場面での飲食禁止
- ・十分な換気（二酸化炭素濃度 1,000ppm 以下かつ二酸化炭素濃度測定機器等で当該基準を遵守していることが確認できること、または機械換気設備による換気量が 30 m<sup>3</sup>/時/人以上に設定されておりかつ当該換気量が実際に確保されていること）
- ・飲食時間の短縮（長時間の飲食が想定される場合は、飲食時間短縮のための措置を講ずるよう努める）

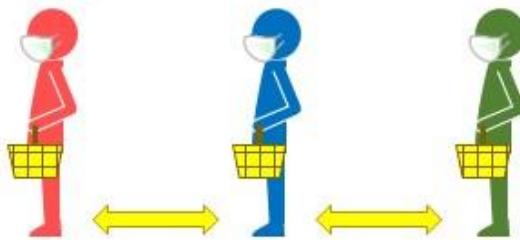
## 参考資料1

# 新しい生活様式 を身に付けて 感染症に強く持続可能な新しい三重県へ

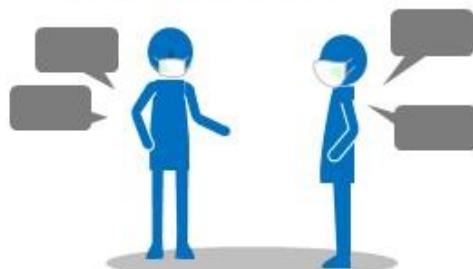
## (1) 一人ひとりの基本的感染対策

### ● 感染防止の3つの基本 ~身体距離の確保、マスクの着用、手洗い~

- ▢ 人の間隔は、できるだけ2m(最低1m)あける



- ▢ 会話をするときは、可能な限り真正面を避ける
- ▢ 外出時、屋内にいるときや会話をするとき、人の間隔が十分とれない場合は症状がなくてもマスクを着用  
ただし夏場は熱中症に注意



- ▢ 家に帰ったらまず手や顔を洗う  
できるだけすぐに着替える シャワーを浴びる
- ▢ 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に  
(手指消毒薬の使用でもOK)



- ▢ 高齢者や持病のある方(重症化リスクの高い方)と会うときは、体調管理をより厳重に

### ● 移動に関する感染対策

- ▢ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える
- ▢ 地域の感染情報に注意する



- ▢ 万が一、発症したときのため、誰とどこで会ったかメモする  
接触確認アプリの活用も

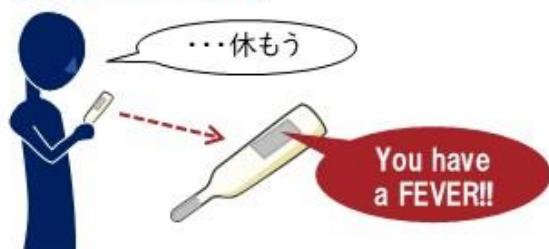
## (2) 日常生活を営む上の 基本的生活様式

- ▢ こまめに手洗い・手指消毒
- ▢ 咳エチケットの徹底
- ▢ 身体的距離の確保
- ▢ こまめに換気(エアコン併用で室温を28℃以下に)
- ▢ 三つの『密』(密集、密接、密閉)の回避
- ▢ 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行



### ▢ 毎朝体温測定、健康チェック

発熱又は風邪の症状がある場合は  
ムリせず自宅で療養



## 「新しい生活様式」を身に付けて 感染症に強く持続可能な新しい三重県へ

### (3) 日常生活の各場面別の生活様式

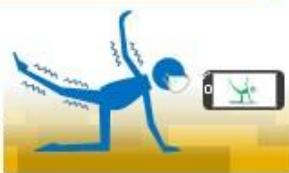
#### ● 買い物

- 通販も利用
- 一人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ませる
- サンプルなど展示品への接触はひかえめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース



#### ● 娯楽、スポーツ

- 公園は、すいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは十分に人との間隔をもしくは自宅で動画を活用



- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー

- 予約制を利用してゆったりと
- 狹い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

#### ● 公共交通機関の利用

- 会話はひかえめに
- 混んでいる時間は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用



#### ● 食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも



- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避け、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりはひかえめに
- お酌、グラスやおちょこの回し飲みは避けて

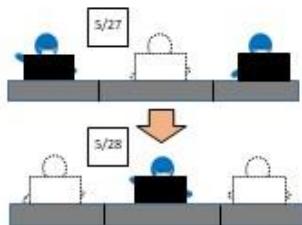
#### ● イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

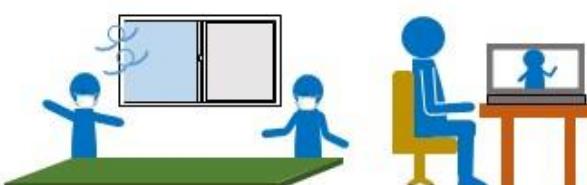


### (4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務



- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 対面での打ち合わせは換気とマスク



三重県 Mie Covid-19 Task Force  
新型コロナウイルス感染症対策本部



## 参考資料2

# 感染リスクが高まる「5つの場面」

## 場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚し、**注意力が低下**。  
また、聴覚が鈍り**大声**になりやすい。
- 回し飲みや箸などの共用が**感染リスク**を高める。



## 場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- **長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒**では、短時間の飲食と比較して、**感染リスク**が高まる。
- **大人数の飲食**では、**大声**になり飛沫が飛びやすくなるため**感染リスク**が高まる。



## 場面③ マスクなしでの会話

- 近距離での**マスクなしの会話**は、**飛沫感染のリスク**が高まる
- 昼カラオケなどで感染事例が報告。
- 車やバスで移動する際の**車中**でも**注意**が必要。



## 場面④ 狹い空間での共同生活

- **狭い空間での共同生活**は、**閉鎖空間が長時間共有**されるため、**感染リスク**が高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分で感染が疑われる事例が報告。



## 場面⑤ 居場所の切り替わり

- 休憩時間に入った時など、**居場所が切り替わると、気の緩みや環境変化**で**感染リスク**が高まることも。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が報告。



令和2年10月23日「新型コロナウイルス感染症対策分科会提言」を基に作成

### 参考資料3（事業所における感染防止対策）

#### 適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への入場防止	従業員の検温・体調確認を行い、発熱等の症状がみられる従業員の出勤を停止
	来訪者の検温・体調確認を行い、発熱等の症状がみられる来訪者の入場を制限
「三つの『密』」 (密閉・密集・密接) の防止	換気を行うこと(可能であれば、2つの方向の窓を同時に開けること)
	人と人との距離を適切にとること(利用者や従業員同士の距離確保、テレワーク等による在宅勤務やローテーション勤務の実施等)
	密集する会議の中止(対面による会議を避け、オンライン会議を活用)
	店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保(約2m間隔の確保)
	長時間の密集を避けること(利用者の滞在時間の短縮・制限や会議時間の短縮等)
飛沫感染、接触感染の防止	従業員のマスク着用、手指の消毒、咳工チケット、手洗いの徹底
	来訪者の入店時における手指の消毒、咳工チケット、手洗いの徹底
	店舗、事務所内の定期的な消毒(複数人が触る箇所の消毒)
移動時における感染の防止	ラッシュ対策(時差出勤、自家用車・自転車・歩行等による出勤の推進)
	従業員の出勤者数の制限(テレワーク等による在宅勤務やローテーション勤務の実施等)
	出張の中止(オンライン会議などを活用)、来訪者数の制限

上記の取組に加え、業種や施設の種別に応じた感染防止のためのガイドラインを作成し、感染防止対策を講じている旨をホームページ上に公開する、店舗内に掲示する、全従業員に周知徹底するなど、感染防止対策を自主的・積極的に進めていただくようお願いします。

なお、気温・湿度が高い中のマスク着用については、熱中症のリスクを考慮し、こまめな水分補給、屋外で人との距離が十分確保できる場合には、マスクをはずすなどの対策も検討いただくようお願いします。

## 業種や施設の種別に応じた感染防止対策（ガイドライン）の一例

※これまでにクラスターが発生している施設等においては、格段の留意が必要。

### 1. 共通事項

- ・人の接触を避け、対人距離を確保（できるだけ2mを目安に）する。
- ・感染防止のための入場者の整理を行う。（密にならないように対応。発熱や咳・咽頭痛などの症状がある人の入場制限を含む。）
- ・入口及び施設内に手指の消毒設備を設置する。
- ・マスクを着用する。ただし、気温・湿度が高い中では、熱中症に十分注意する。（従業員及び入場者に対し周知する。）
- ・施設の換気を行う。（2つ以上の窓を同時にあけるなどの対応も考えられる。）
- ・施設の消毒を行う。

#### （症状のある方の入場制限）

- ・発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛ける。（状況によっては、発熱者を体温計などで特定し、入場を制限することも考えられる。）
- ・業種によっては、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取り扱いには十分注意しながら、入場者等の名簿を適切に管理する。

#### （接触感染対策）

- ・他人と共に用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- ・複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する。
- ・手や口が触れるようなものの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒するなど、特段の対応を図る。
- ・人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどを設置する。
- ・ユニフォームや衣類はこまめに洗濯する。
- ・こまめな手洗いや手指消毒の徹底を図る。

#### （トイレ）

- ・便器内は通常の清掃で良いが、不特定多数が接触する場所は清拭消毒を行う。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ペーパータオルを設置するか、個人用タオルを準備する。
- ・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。

#### （休憩スペース）

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。
- ・休憩スペースは常時換気することに努める。
- ・共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する。
- ・従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。

#### (ごみの廃棄)

- ・鼻水、唾液等が付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹼と流水で手を洗う。

#### (清掃・消毒)

- ・市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。
- ・不特定多数が触れる箇所（テーブル、いすの背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、つり革、エレベーターのボタンなど）は、始業前後等に清拭消毒する。

#### (その他)

- ・高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討する。
- ・地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討しておく。

## 2. 遊技施設等

---

- ・マスク着用の上、十分な座席の間隔（できるだけ2mを目安に）を確保する。
- ・入退出時（入退出時やレジ等の行列含む）や集合場所等において人ととの十分な間隔（できるだけ2mを目安に）を確保する。
- ・必要に応じて、入場の制限等を講ずるなど、施設内の移動において人ととの接触を避けるための十分な距離（できるだけ2mを目安に）を確保する。
- ・適切な換気を行うとともに、客の入れ替えのタイミングで消毒を行う。
- ・客同士の大声での会話を行わないよう呼びかけ、かつ、BGM や機械の効果音等を最小限のものとし、従業員が客同士の大声での会話が行われていないことを確認できる状態にする。
- ・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避ける。

## 3. 商業施設・対人サービス業等

---

- ・マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）を確保する。
- ・入退出時（入退出時やレジ等の行列含む）や集合場所等において人ととの十分な間隔（できるだけ2mを目安に）を確保する。
- ・必要に応じて、入場の制限等を講ずるなど、施設内の移動において人ととの接触を避けるための十分な距離（できるだけ2mを目安に）を確保する。
- ・適切な換気を行うとともに、客の入れ替えのタイミングで消毒を行う。
- ・従業員と客との間や、客と客との間にパーティションを設けるなどの徹底した感染防止対策を行う。
- ・マスクを着用していない客と直接接する対人サービス業の従業員については、マスクと目の防護具（フェイスガード等）の装着や消毒を実施する。
- ・客同士の大声での会話を行わないよう呼びかけ、かつ、BGM や機械の効果音等を最小限のものとし、従業員が客同士の大声での会話が行われていないことを確認できる状態にする。
- ・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避ける。

#### **4. 劇場、集会・展示施設等**

---

- ・マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）を確保する。
- ・入退出時（入退出時の行列含む）や 集合場所等において人ととの十分な間隔（できるだけ2mを目安に）を確保する。
- ・必要に応じて、入場の制限等を講ずるなど、施設内の移動においても人ととの接触を避けるための十分な距離（できるだけ2mを目安に）を確保する。
- ・適切な消毒や換気等を行うなどの徹底した感染防止対策を行う。
- ・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避ける。

#### **5. 博物館等**

---

- ・マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）を確保する。
- ・入退出時（入退出時の行列含む）や 集合場所等において人ととの十分な間隔（できるだけ2mを目安に）を確保する。
- ・必要に応じて、入場の制限等を講ずるなど、施設内の移動においても人ととの接触を避けるための十分な距離（できるだけ2mを目安に）を確保する。
- ・適切な消毒や換気等を行うなどの徹底した感染防止対策を行う。
- ・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避ける。

#### **6. 食事提供施設等**

---

- ・個室など定員が決まっているスペースについて、定員人数の半分の利用とする。
- ・座席の間にパーティションを設け、又は座席の間隔を十分に空ける、真正面の席を避けるなど、「三つの『密』」の環境を排除する。
- ・接客時等におけるマスク着用（マスクを着用していない客と直接接する場合は、目の防護具（フェイスガード等）も装着）、客の入れ替え時の適切な消毒や清掃、大皿での取り分けによる食事提供を自粛する。
- ・必要に応じて、入場の制限等を講ずるなど、施設内の移動においても人ととの接触を避けるための十分な距離（できるだけ2mを目安に）を確保する。
- ・従業員や出入り業者に発熱や感冒症状がある場合の迅速かつ適切な対応など、衛生面や健康面の管理を徹底する。
- ・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避ける。
- ・酒類の提供時間についても配慮する。

#### **7. 運動施設、公園等**

---

- ・マスク着用の上、人ととの十分な間隔（できるだけ2mを目安に）を確保する。
- ・適切な消毒や換気等を行うなどの徹底した感染防止対策を行う。
- ・ロッカー、シャワー等の屋内共用施設においては、必要に応じて利用人数を制限するなど、「三つの『密』」の環境を排除する。

## ● 感染防止チェックシート (飲食店用)

### 感染防止対策実施中

新型コロナウイルス感染防止のため、  
私たちは以下の取組を実施しています

チェック団 STOP !! コロナ

- 従業員の健康管理と適切な手洗いを徹底します
- 店内ではマスクを着用します
- 十分な換気を行います
- トイレは毎日、清掃・消毒します
- 客席や複数の人が触れる場所はこまめに消毒します
- 客席の配置を工夫し、対人距離を確保します
- 店内が混み合う場合は、入場制限を行います
- お客様用の手指消毒薬を設置します
- 料理は、大皿を避け、1人分ずつ提供します
- 会計時には、アクリル板の設置やコイントレイの使用等で、できるだけ接触を減らします
- 上記以外にも、業界団体ガイドラインに沿って対策を行います

私たちには、業界団体のガイドライン等に基づき、  
新型コロナウイルス感染防止対策に取り組んでいます。

店舗名

三重県は、事業者の皆様が行う自主的な  
感染防止の取組を応援しています

三重県 Me Covid-19 Task Force  
新型コロナウイルス感染症対策本部

(一般事業者用)

### 感染防止対策実施中

新型コロナウイルス感染防止のため、  
私たちは以下の取組を実施しています

チェック団 STOP !! コロナ

- 従業員の健康管理と適切な手洗いを徹底します
- 店内ではマスクを着用します
- 十分な換気を行います
- トイレは毎日、清掃・消毒します
- 客席や複数の人が触れる場所はこまめに消毒します
- 客席の配置を工夫し、対人距離を確保します
- 店内が混み合う場合は、入場制限を行います
- お客様用の手指消毒薬を設置します
- 
- 
- 上記以外にも、業界団体のガイドラインまたは独自のマニュアル等を遵守し、感染防止対策を徹底しています

私たちには、業界団体のガイドライン等に基づき、  
新型コロナウイルス感染防止対策に取り組んでいます。

店舗名

三重県は、事業者の皆様が行う自主的な  
感染防止の取組を応援しています

三重県 Me Covid-19 Task Force  
新型コロナウイルス感染症対策本部

(カラオケ等の歌唱を伴う飲食店用)

### カラオケ等の歌唱を伴う飲食店での 感染症防止対策

新型コロナウイルス感染防止のため、  
私たちは以下の取組を実施しています

チェック団 STOP !! コロナ

- 開店前の検温、手洗いとアルコールによる手指消毒を徹底します
- 歌唱や会話の際も含め、マスクを常時着用します
- 正面にたたず、1m以上の距離をとった接客を行います
- お客様同士のソーシャルディスタンスを確保します ※2m（最低1m以上）を確保
- 店内が混み合う場合は、利用者数を制限（通常の半数以下）します
- 飲食物は利用者の正面に置きません
- 店内・使用物（機器・座席等）の消毒を徹底します
- 店内の定期的な換気を徹底します
- 清掃時には、ドアを解放します
- 利用者の皆さまの来店状況を記録します
- 感染の疑いがある場合には、速やかな連携が図れるよう、所管の保健所との連絡体制を整えます

私たちには、ガイドライン等に基づき、  
新型コロナウイルス感染防止対策に取り組んでいます。

事業者名

三重県は、事業者の皆様が行う自主的な  
感染防止の取組を応援しています

三重県 Me Covid-19 Task Force  
新型コロナウイルス感染症対策本部

● 安心みえる LINE 掲示例

感染拡大防止の取組を支援し、  
三重の安心を支えます

あんしん + 三重県 + みえる

安心みえる LINE

三重県LINE公式アカウント  
「三重県-新型コロナ対策パーソナルサポート」

コチラを読み取り

SAMPLE

QRコード

施設利用者やイベント等参加者に新型コロナウイルスの感染が確認され、保健所が不特定の方への感染のおそれが高いと判断した場合、LINEメッセージでその情報をお知らせします。

登録手順

①スマートフォンでQRコードを読み込む

②三重県LINE公式アカウントを未登録であれば最初に追加

お知らせイメージ

新型コロナウイルスの感染が判明した方が、あなたの登録施設を利用していることを、下記窓口までご連絡ください。

施設、イベント名 等

私たちには、業界団体のガイドライン等に基づき、  
新型コロナウイルス感染防止対策に取り組んでいます。

\*1 三重県や他の会員いただいた方の名前、住所、健康番号等を登録することはできません。

\*2 QRコードは株式会社テンセントの登録商標です。

\*3 三重県LINE公式アカウントは、三重県が運営する「三重県LINE」等に基づき独自に進める感染拡大防止のためのニーズ応答（業界ガイドライン等に存在しない機能など）を実現します。

\*4 「ま~ぼうどうつわぎちゃん」は三重県動物防護センターあさるのマスコットキャラクターです。

(ご登録いただくと個別の施設名、QRコードを記載した上記のチラシをプリントいただけます)